

P F I 法改正に伴う基本方針及び運営権ガイドラインの 改正の概要

1. 基本方針の改正

コンセッション事業（公共施設等運営事業）の円滑な立ち上げを支援するために専門的知識等を有する公務員を退職派遣させる制度を創設する改正 P F I 法の施行に伴い、以下の事項等を追記。

- （１）コンセッション事業の実施方針に、退職派遣制度の利用の可否を記載すべきこと。
- （２）退職派遣制度の利用は、コンセッション事業の初期段階に限ること。

2. 運営権ガイドラインの改正

退職派遣制度を利用できる「事業の初期段階」は、最大おおむね 5 年間程度と想定されること等を追記。

基本方針及び運営権ガイドラインの改正について

- ・PFI法改正により創設された退職派遣制度について、基本方針、運営権ガイドラインに位置づけ。
- ・公共施設等運営権制度における指定管理者制度や地方公営企業法上の取扱い等について、関係省庁の通知等を踏まえて、運営権ガイドラインに位置づけ。

■ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針改正案

○ 退職派遣制度に関する基本的な事項

「四 公共施設等運営権に関する基本的な事項」に追加
(新旧 P.15,18)

- ・実施方針に、退職派遣制度の利用の可否を記載すべきこと。
- ・退職派遣制度の利用は、公共施設等運営権者の要請、個別の事業の事情等を踏まえつつ、公共施設等運営権事業の初期段階に限ること。 等

■ 公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン改正案

○ 退職派遣制度の利用に当たっての留意事項

「10 退職派遣制度」を新設(新旧 P.25)

- ・退職派遣制度は、事業の初期段階において公務員の有する専門的ノウハウ等を継承することで事業の円滑な立ち上げを支援するという制度趣旨にのっとり、的確に運用されるべきものであること。
- ・退職派遣制度を利用できる「事業の初期段階」は、最大おおむね5年間程度と想定されること。 等

○ 地方公営企業法や指定管理者制度上の取扱い

「9 設定」に追加(新旧 P.22,23)

- ・公共施設等運営権事業開始後においても、地方公共団体が引き続き公営企業に該当。
(総務省の通知を受けて記載)
- ・上下水道、空港のコンセッション事業において、指定管理者制度の併用は不要。
(関係省庁の通知等を受けて記載)